

# 別 表



別表 保安林その他法令により施

いて制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

水源かん養保安林

(市町村別内訳のとおり)

21,670

土砂流出防備保安林

9,599

土砂崩壊防備保安林

25

飛砂防備保安林

—

防風保安林

—

水害防備保安林

12

潮害防備保安林

—

干害

施 業 の 方

(市町村別内訳)

森林の所在

単位面積 : ha

10,795

みやま市 138  
 八女郡 広川町 1-7, 12-13, 19-21, 26-30

7  
 426  
 1,227

大牟田市 4-5, 8, 10, 18, 21-26, 28-29, 34, 44, 46-47

108

八女市

7, 107-109, 114-115, 119, 121-124, 139-140, 145, 148,  
 161-162, 164, 167, 174-175, 181-184, 186-189, 199-  
 201, 203-204, 207-208, 210, 217, 219-221, 224-229,  
 231, 233-239, 241-242, 244-247, 250, 254, 258, 260-  
 261, 263, 265-266, 268, 301-303, 306, 309-313, 315-  
 316, 318, 320-323, 325, 327-331, 333, 335-336, 341-  
 342, 345, 347, 350-351, 355-356, 360-361, 366-368,  
 373, 382, 385, 392, 395, 400-401, 403-405, 407-408,  
 414-416, 420-422, 424-431, 433-436, 439-440, 443,  
 445, 447-450, 454, 457-474, 476-485, 487-490, 492-  
 493, 495-502, 504, 507-508, 511-512, 524-525, 527,  
 532-535, 550, 552-555, 603, 605, 608-609, 616-617,  
 622, 624-627, 631, 644, 655-656, 658, 661-663, 675,  
 681, 691-693, 700-702, 706-707, 709, 712, 714, 720,  
 722, 724, 726, 728, 730, 732, 734, 736, 738, 740, 742,  
 744, 746, 748, 750, 752, 754, 756, 758, 760, 762,  
 764, 766, 768, 770, 772, 774, 776, 778, 780, 782,  
 784, 786, 788, 790, 792, 794, 796, 798, 800, 802,  
 804, 806, 808, 810, 812, 814, 816, 818, 820,  
 822, 824, 826, 828, 830, 832, 834, 836, 838, 840,  
 842, 844, 846, 848, 850, 852, 854, 856, 858, 860,  
 862, 864, 866, 868, 870, 872, 874, 876, 878, 880,  
 882, 884, 886, 888, 890, 892, 894, 896, 898, 900,  
 902, 904, 906, 908, 910, 912, 914, 916, 918, 920,  
 922, 924, 926, 928, 930, 932, 934, 936, 938, 940,  
 942, 944, 946, 948, 950, 952, 954, 956, 958, 960,  
 962, 964, 966, 968, 970, 972, 974, 976, 978, 980,  
 982, 984, 986, 988, 990, 992, 994, 996, 998, 1000

1,000

施業方法			備考
伐採方法		その他	
方法	制限		
<p>1 原則として、主伐にかかる伐採種を定めない。</p> <p>2 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p>	<p>(1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、森林法施行令第4の2第3項の規定により公表される面積とする。なお、一箇所当りの面積の限度は箇所別に別途定める。</p> <p>(2) 植栽を定める森林における、伐採年度ごとに択伐により伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積を除して算出された率。ただし、その算出された率が10分の4を超えるときは10分の4とする。）を乗じて得た材積を超えないものとする。</p> <p>(3) 伐採年度ごとに間伐により伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲の材積を超えないものとする。</p>	<p>① 植栽の定めのある森林においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につきの確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</li> <li>・ 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</li> <li>・ スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他当該地域で一般に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹を植栽するものとする。</li> </ul> <p>② 植栽以外の方法によりの確な更新が期待できる場合には、植栽は定めない。</p>	<p>○伐採方法は別途箇所別に定める。 (ただし、主伐にかかる伐採種が択伐であって、植栽が定められていない森林においては土砂流出防備保安林と同様の施業の方法とする。)</p>
<p>1 原則として、主伐にかかる伐採種は択伐とする。</p> <p>2 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p>	<p>(1) 伐採年度ごとに択伐により伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積を除して算出された率。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。）を乗じて得た材積を超えないものとする。</p>	<p>① 植栽以外の方法によりの確な更新が期待できる場合には、植栽は定めない。</p>	<p>○伐採方法は別途箇所別に定める。 (ただし、主伐にかかる伐採種を定めない箇所であって、植栽を定める森林及び主伐にかかる伐採種が択伐であって、植栽を定める森林においては水源涵養保安林と同様の施業の方法とする。)</p>

(市町村別内訳)

単位 面積：ha

24

12

大

1

611

施 業 方 法			備 考
伐 採 方 法	制 限	そ の 他	
土砂流出防備保安林 に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防 備保安林に 同じ
土砂流出防備保安林 に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防 備保安林に 同じ
土砂流出防備保安林 に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防 備保安林に 同じ



(市町村別内訳)

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域 (林 班)	
矢 部 川 県 立 自 然 公 園 第 二 種 地 域 特 別 地	八女市	425-426,476,480,483-484,489,801,909,B38	219
	みやま市	11-13	48
	計		269
筑 後 川 県 立 自 然 公 園 第 三 種 地 域 特 別 地	八女市	219-220,222-223,A22-A23	74
	計		74
矢 部 川 県 立 自 然 公 園 第 三 種 地 域 特 別 地	八女市	437-438,474,477,480-481,484-486,819-823,826,912, 916,A76-A79,B37-B39	445
	みやま市	9-10	12
	計		465
都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	大牟田市	1	3
	計		3
文 化 財 保 護 法 に よ る 史 跡 名 勝 ・ 天 然 記 念 物 に 係 る 指 定 地 等	八女市	301,400	2
	みやま市	10	36
	八女郡   広川町	34,40-41	1
	計		39

1 人工造林を行う森林

- (1) 植栽樹種は、地形・気象・土壌等の状況を勘案して決定し、地形を利用して広葉樹を主とする保護樹帯を設置する。
- (2) 更新期間は努めて縮小する。
- (3) 確実な成林を図るため補植・改植を行う。

1 伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なう恐れがないこと。

2 間伐・枝打ち・整枝等木竹の保育のため、通常行われる管理行為及び営林のために行うものを除く。

1 現存木の保護育成に努める。

以下、水源涵養保安林に同じ。

	115, 125, 127-133, 137-138, 141-210, 212-231, 236-237, 246-249, 252	
うきは市		3,791
		221
	1-6, 8, 10, 13, 16, 18-19, 21-22, 101-122, 142-143	
東峰村		1,074
		10,443
	1-4, 6-16, 18-30, 35-43, 45-58, 101, 103-106, 108-120, 122-135	1,543
うきは市	1-19, 103-107, 109, 111, 113-117, 119-120, 122, 124-125, 127, 136, 140, 152, 163-165, 169, 174-175, 178-179, 181, 188-189, 195-196, 211-213, 215-218, 221-223, 225, 228, 232-235, 238-239, 241-244, 246, 250-251	629
	2-12, 14-24, 26-30, 40, 43-44, 47-51, 57, 62-64, 67-73, 75-78, 88, 90, 92, 97-100, 118-119, 138-139, 158, 160, 174-175, 177, 181, 183, 203, 208-210, 213, 215-216, 233, 238, 243, 246, 301-303, 307-310, 312-315, 317-318, 322-323, 326-327, 331-332, 335, 339-345, 348-359, 362-364, 366-370, 372-386, 392-406, 421-435, 512-514	2,049
筑前町	8-9, 11-19, 109-110, 113, 116, 119, 122, 124-125, 127, 129-130, 134-137, 139, 143-150, 152	285
朝倉郡		
東峰村	1, 5-18, 20, 23-26, 109, 119-121, 124-127, 129-134, 136, 139, 141-149, 151-154, 158-169	723
		5,229

限

伐採年度ごとに皆伐による  
伐採することができる面積の限  
は、森林法施行令第4の2第3項  
により公表される面積とす

る。なお、一箇所当りの面積の限  
は、所別に別途定める。

植栽を定める森林におけ  
る伐採年度ごとに択伐により伐  
採することができる立木の材積  
は、原則として、当該伐採年度  
における当該森林の  
材積に択伐率（当該伐採年  
度における当該森林の立木の材積

(1) 伐採年度ごとに択伐により  
伐採することができる立木の材積  
は、原則として、当該伐採年度の  
初日における当該森林の立木の材  
積に択伐率（当該伐採年度の初日  
における当該森林の立木の材積か  
ら前回の択伐を終えたときの当該  
森林の立木の材積を減じて得た材  
積を当該伐採年度の初日における  
当該森林の立木の材積を除して算  
出された率。ただし、その算出さ  
れた率が10分の3を超えるときは  
10分の3とする。）を乗じて得た  
材積を超えないものとする。

(市町村別内訳)

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	森 林 の 所 在 区 域 (林 班)	面 積
土砂崩壊防備 保安林		6,122,222-223	1
	朝倉市	11,359,365-367	0
	筑前町	124	0
	朝倉郡	17	0
		23,35,37-41,105,110,115,124-125,128,130,133-135	1
			784
	うきは市	155-157,167,178,203-204,206-207,219,244,247	280
	朝倉市	35-36,40,116,119,331	34
	筑前町	109,117	14
	朝倉郡		30
		1,141	

施 業 方 法			備 考
伐 採 方 法	制 限	そ の 他	
土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ
土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ	土砂流出防備保安林に同じ

(市町村別内訳)

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域 (林 班)	
耶馬日田彦山 国定公園 第二種 特別地域	朝 倉 郡 東 峰 村	101-103,110-113,140-141	93
		計	93
耶馬日田彦山 国定公園 第三種 特別地域	朝 倉 郡 東 峰 村	102-115	277
		計	277
筑後川県立 自然公園 第一種 特別地域	久留米市	37-39	12
		計	12
筑後川県立 自然公園 第二種 特別地域	久留米市	7,39-40	32
	朝倉市	55,58-60	60
	計		92
筑後川県立 自然公園 第三種 特別地域	久留米市	2-4,7-10,19,104-105,107,109-111,115,124- 125,130,132-135	896
	うきは市	1-2,5-6,9-12,218-232	826
	朝倉市	48,52,56,58,62	76
	計		1,866
鳥屋山自然環境 保全地域	朝倉市	189	16
		計	16
文化財保護法に よる史跡名勝・ 天然記念物に係 る指定地等	久留米市	33-35,37,118	76
		計	76

- 1 人工造林を行う森林
  - (1) 植栽樹種は、地形・気象・土壌等の状況を勘案して決定し、地形を利用して広葉樹を主とする保護樹帯を設置する。
  - (2) 更新期間は努めて縮小する。
  - (3) 確実な成林を図るため捕植・改植を行う。
  - (4) 下刈・除伐・間伐等の保育は適期に実施し森林の育成を促す。
  - (5) 火入れによる地拵えは原則として行わない。
- 2 天然更新を行う森林

- 1 現存木の保護育成に努める。  
以下、水源涵養保安林に同じ。

国定公園第三種に同じ。

- 1 現存木の保護育成に努める。  
以下、水源涵養保安林に同じ。